

MATSUI Bank 入金規約

1. MATSUI Bank 入金サービスについて

1-1. MATSUI Bank 入金サービス

- (1) 「MATSUI Bank 入金サービス」(以下「本サービス」といいます。)とは、松井証券の口座名義人ご本人(以下「お客様」といいます。)がインターネット経由で、指定した金額を MATSUI Bank 口座から直接、お客様の松井証券口座に振替入金ができるサービスです。本サービスの利用にあたっては、MATSUI Bank 入金規約 (以下「本規約」といいます。)に従って取扱うものとします。
- (2) 本サービスを利用するには、MATSUI Bank 口座の開設が必要です。
- (3) お客様の指示により、本サービスを利用して松井証券の総合口座に振替入金後、各取引口座へ自動で振替を行うことができます。対象となる取引口座およびチャネルは、取引ルールに定めます。
- (4) 本規約に定めのないものについては、法令諸規則ならびに松井証券および住信 SBI ネット銀行の定める規約・規定・同意書等によるものとします。

1-2.利用時間

利用時間は当社所定の利用時間とします。なお、当社所定の利用時間内であっても住信 SBI ネット銀行が別途定める利用時間外の場合、MATSUI Bank 口座からの振替入金は利用できません。

1-3.利用手数料等

お客様による振替手数料等の負担はありません。

1-4.振替入金限度額

振替入金限度額は当社所定の限度額かつ住信 SBI ネット銀行におけるお客様の利用限度額の範囲内となります。

1-5.本人確認

本サービスにおける松井証券での本人確認は、当社ログイン ID、パスワード、取引暗証番号で行います。

1-6.取消

一度依頼した振替は取消できないものとします。

1-7.サービスの利用にあたって

取引状況により、本サービスをご利用いただけない場合があります。

2.スweep入金サービスについて

2-1. sweep入金サービス

- (1) 「sweep入金サービス」(以下「本サービス」といいます。)とは、対象となる取引において総合口座の預り金等に不足がある場合に MATSUI Bank 口座から松井証券の総合口座に自動的に入金を行うサービスです。本サービスの利用にあたっては、本規約に従って取扱うものとします。
- (2) 本サービスを利用するには、MATSUI Bank 口座の開設が必要です。
- (3) 本サービスは、対象となる取引を行う際に、総合口座の預り金および各取引口座の預り金・委託保証金・証拠金等の残高が当該取引に必要な金額を下回る場合に、不足している金額を MATSUI Bank 口座から松井証券の総合口座に自動的に入金し、各取引口座に振り替えるサービスです。
- (4) 本サービスは、MATSUI Bank 口座の開設時点で自動的に設定されており、対象となる取引の注文において残高不足があった場合は、お客様からの依頼があったものとして自動的に振替を行います。本サービスを利用しない場合は、お客様で設定を解除する必要があります。
- (5) 対象となる取引およびチャネルは、取引ルールに定めます。
- (6) 本規約に定めのないものについては、法令諸規則ならびに松井証券および住信 SBI ネット銀行の定める規約・規定・同意書等によるものとします。

2-2.利用時間

利用時間は当社所定の利用時間とします。なお、当社所定の利用時間内であっても住信 SBI ネット銀行が別途定める利用時間外の場合、MATSUI Bank 口座からのsweep入金は利用できません。

2-3.利用手数料等

お客様による振替手数料等の負担はありません。

2-4.振替入金限度額

振替入金限度額は当社所定の限度額かつ住信 SBI ネット銀行におけるお客様の利用限度額の範囲内となります。

2-5.取消

一度依頼した振替は取消できないものとします。

2-6.サービスの利用にあたって

- (1) 本サービスにより入金される額は MATSUI Bank 口座の残高を上限として、取引ルールに定めます。
- (2) 当社または住信 SBI ネット銀行のいずれかの口座で、取引が制限されている場合は、本サービスをご利用いただけない場合があります。
- (3) (2)の場合や、当社または住信 SBI ネット銀行のシステムの不具合・不備、その他の事由により本サービスが行われなかった場合は、お客様は別の方法により不足額相当額を入金するものとします。

2-7.免責事項

システムの不具合・不備、その他の事由により本サービスが行われなかった場合、お客様は別の方法により入金するものとし、当社はお客様の損害についての責を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

3.規約の改定

本規約の改定に関する取扱いは、松井証券取引規程の定めを準用します。

以上
2024 年 11 月